

それを前提に、「都市計画家は（略）総てを総合して総てを使役して一つの調和の中に統一と美とを創り出しそれに生命を与える使命を持つものである」とし、「芸術の対象としての都市及び都市計画運動」という概念を早くも打ち出した。このような石原の運動論は、都市美研究会の都市美協会への改組が議決されることになる1926年10月の総会の一週間前に東京朝日新聞に発表された、都市美協会の設立趣旨文とも解釈できる1926aでも、「都市を構成する要素は複雑であるが、これ等は一つの全体としてまとまった調和をなし、より大なる総合美に達しなければならない。（略）すなわち都市を一つの対象として取扱う都市計画の概念と一致するものであり、かつその上に築かるべきものである」と変らなかつた。

その後、全国規模の会議での講演録である1934aに至る頃までには、総合美に加えて、地理学用語である「景観」を導入し、都市美を時間軸において捉えたことで、新旧の調和、景観の計画的形成等のその後の主要な論点が提出された。例えば1935aでは、「複雑な都市の景観に対して常に全体としての整調が行なわれなくてはならぬ事勿論であるが、特に建築に対して、是を環境の調和という事を考慮に入れて計画し、更に進んで都市計画の立場から、帝都の都市美に一新声明を吹き込みたい」と都市美の計画的制御が明確に主張された。

更には、1935bの「都市美はその根本に於て都市計画の精神に一致すべきものであって、都市計画も都市美の観念を無視しては立派な計画とは謂われまいと思う。此の両者が完全に一致する究極に於いて始めて都市の性格が表現せらるべきものである」、1937aの「生活文化の創造としての都市計画に就て、新たに再認識が要求されて居るのだ」等、都市美の計画的制御は都市計画自体の再編を伴うと改めて主張した。

そして戦前期の石原の都市美論は、1939a、1939bに集成された。美観地区での美観審査委員設置を受けての1939aでは、「その前提となる都市計画そのものの中で、都市美構成の審査を行う用意がなくては其の一部であるところの美観地区のみに就て委員を設定しても、充分にその機能を発揮することが出来ないのではないかと思う」「広い意味で都市計画の中に美観計画を取り入れ」ることを主張し、1939bで「都市美は企画性を持ったものでなくてはならぬという事が先づ第一に考えられる。そして其れを美観計画というならば、是れは都市計画の一部門として、否都市計画それ自身の中に

なくてはならぬものである。」とし、「単に美観地区のみに限らず一層広範囲にわたって、美観の企画性に当る常設委員会の設置を要望したい」と審査機関設置を提案した。

4. 戦後の石原憲治の都市美論

戦後、石原は1949aで、「古きものと新しきものの調和」こそ都市美の本質的な問題であるとし、「都市美は、都市計画的骨格の上に構築せらるべきものが正しく整美されることであって、余計な贅沢な装飾を附加することでは決してない。」と、戦前期からの都市美論を反芻した。特に新旧調和の問題については、戦災復興事業の進展する中、例えば1950aでは「終戦後各地の史的文化的財がややもすればその存在をおびやかされている」などとして、警鐘を鳴らし続けた。

又、1950bでは戦前期の主張にも触れながら、「敗戦後の復興都市事業に当りこの千載一遇の時期を失うことなく、各都市において夫々美観審議の機関を設置されるように、出来ればこれを法律によって制定されたい」と、審査機関設置を主張した。この後、1953aでは「特別都市美観審議会法の提案」を行ない、1957aでは屋外広告物法改正に際して、「単に広告物のみでなく、もうすこし広い見地から風致美観の保持並びに造形のデザインに関する審議会を設置されることを要望したい。（略）単に諮問機関に止まらず吹米首都の美観委員会のように、助言し得る権威ある委員会を設置し得るよう要望したい。」と、審査機関設置を継続的に主張した。

都市美協会の法人化以降も、1961aで「世界各都市で何れも美観行政に力を入れているが、日本では全く放任されている状況であるのは、近代都市としての資格に欠けているといわねばなるまいと思う」とし、「法律を改正して都市美委員会制度を設けて、建築家、美術家、美術評論家、その他を持って構成し、都市のあらゆる造営物の意匠に対して、助言を行なうようにすること」を提案し続けた。1962年に設置された首都美化審議会でも、石原は「美観行政の計画と申しますか、それをもう一度お考え願ったらどうか」*6と問題提起し、風致地区・美観地区の再生を実際に意見したのである。

5. おわりに

以上のように、一貫して都市美協会の中核に居続けた石原憲治の言説においては、都市計画と不可分として都市美を論じ、都市美の計画的制御の確立を主張し、具体的には審査機関設置を要望した点で、戦前・戦後の連続性が見出された。この連続性は逆に、戦前期の都市美協会が有した運動目標が、非常に先駆的であったがゆえに、戦後もその目標が容易に達成されることはなかつたことを、示しているのである。

脚注・出展
 ★1 中島直人他（2002）「1930年代前半における都市美協会による『都市美委員会』設置の提案に関する研究」、日本建築学会計画系論文集、557号など。
 ★2 石田頼房他（1995）「石原憲治論」積一建築家・都市計画家、基盤者石原憲治について一『総合都市研究』55号があるが、石原の都市美論、都市美運動については言及がない。
 ★3（1925）『都市美研究会の設立』、建築雑誌、477号
 ★4 日本都市美協会（1950）『日本都市美協会設立趣意書』
 ★5 社団法人都市美協会（1961）『都市美協会趣意書並定款』
 ★6 東京都都報室広報部庶務課（1965）、「首都美化関係資料集」

表2 石原憲治の都市美に関する主要な論考

年	論考のタイトル	収録雑誌等
1922a	都市計画家より観たる大阪	中央美術、8巻7号
1925a	東京の都市美（上）・（下）	東京朝日新聞、10月24日、27日
1934a	文化景観としての都市美※	第四回全国都市問題会議研究報告3
1935a	帝都の都市建築美	都市美、12号
1935b	建築美を終わって	都市美、13号
1937a	文化生活としての都市美	都市美、19号
1939a	二、三の問題	都市美、37号
1939b	美観の企画性と風景の性格	大大阪、15巻9号
1949a	都市美の理想	観光、28号
1950a	都市美のために	都市美、2号
1950b	都市美審議会について	都市美、4号
1953a	都市の美観について	観光事業研究会論文集、1集
1957a	都市美と広告取締り	朝日新聞、11月2日
1963a	オリンピックと都市美行政	都市美会報、3・4号

* 東京大学大学院助手・工修

* Research Associate, the Univ. of Tokyo, M.Eng.